

横浜市公共事業景観ガイドライン

令和2年3月
横浜市都市整備局

目 次

第1章 はじめに（ガイドラインの活用方法）	1
1. ガイドライン策定の目的	1
コラム① 横浜市の景観形成について	2
2. ガイドラインの位置付け	3
3. ガイドラインの対象施設と対象者	3
3-1. 対象施設	3
3-2. 対象者	3
4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）	4
5. 利用時期	4
6. 景観検討方法の判断の流れ	5
7. 景観担当部署等と連携して検討を行うことが 望ましい事業の景観 検討の進め方【連携】	7
7-1. 段階別の景観検討イメージ図	7
7-2. 検討体制について	8
コラム② 景観重要公共施設・景観重要建造物・ 特定景観形成歴史的建造物とは	9
8. 事業所管課においてガイドラインを活用し、 景観検討を行う事業の景観検討の進め方【各自】	10

ガイドラインの策定目的、位置づけ、対象施設と対象者、利用時期といったガイドライン活用にあたっての基本的事項を整理しています。その上で、公共事業を実施する際の景観形成の検討の流れを示しています。景観検討の進め方には、【連携】・【各自】の2種類があります。

第2章 公共施設等の景観形成の考え方	11
1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割	11
2. 公共施設等の景観形成の基本理念	11
2-1. 基本理念	11
2-2. 基本的な考え方	12
コラム③ 横浜らしい景観をつくる10のポイント	12
3. 各地域における景観づくりの方向性	13

公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念、各地域における景観づくりの方向性を示しています。これらの考え方を手がかりにしながら、公共施設等の景観形成を進めていくことが重要です。

第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 ... 15

1. 構想・計画段階.....	15
2. 設計・施工段階.....	17
2-1. 道路	17
コラム④ 横浜市公共サインガイドライン.....	20
2-2. 橋梁	21
2-3. 河川・水路.....	23
2-4. 港湾・漁港.....	25
コラム⑤ 歴史的資源の継承.....	26
2-5. 公園・緑地.....	27
2-6. 公共建築物.....	29
コラム⑥ 公共建築物等における自然素材の活用.....	30
コラム⑦ 面的整備事業や公益施設の景観配慮.....	32
3. 維持・管理段階.....	33
コラム⑧ 屋外広告物を掲出する際の留意事項.....	33

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。また、設計・施工段階においては、主に6種類の公共施設について、具体的な景観形成のポイントを、事例を交えながら紹介しています。

巻末付録.....	34
目次.....	34
景観形成配慮事項チェックシート.....	35
景観に関連する計画・ガイドライン.....	53
用語集.....	54
景観重要公共施設・景観重要建造物の指定状況（令和2年3月現在）.....	56

ガイドラインでは、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等を取りまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートの活用を求めています。また、ガイドライン活用にあたり、参考にすべき景観に関連する計画・ガイドライン、用語集を整理しています。

～本ガイドラインでの用語の定義～

公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業のうち、景観法第8条第2項第4号口に掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめとした庁舎や学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発整備事業、区画整理等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設